

一般社団法人 四国クリエイト協会 公益事業

四国の社会資本顕彰事業 募集要領

1. 事業の概要

四国各地で実施された社会資本整備事業の記録を後世に伝えるため、現地に顕彰碑等を設置する取り組みを支援します。

2. 対象事業

四国各地で実施された国直轄の河川事業（砂防も含む）、道路事業

【対象となる事業例】

- ・災害復旧により整備された社会資本
- ・災害を契機に実施された事業
- ・歴史的価値が認められる事業
- ・既に顕彰碑等が設置されていない事業

【助成対象品目】

- ・記念碑
- ・事業説明銘板

3. 助成対象者

四国内で対象事業を行う NPO 法人、任意団体、市町村等。

4. 支援期間

年度内の 2 月末までに事業完了。

5. 助成額

1 件あたり 最大 50 万円（年間数件程度）。

6. 募集締切

年 2 回で、翌年度は 2 月 10 日必着、当年度は 11 月 30 日必着。

※随時受付。ただし、予算に達し次第終了。

7. 応募方法

事業実施計画書（様式-1）に必要事項を記入し、メールまたは FAX で応募先へ提出してください。

- ・[事業実施計画書（様式-1）はこちらから](#)

8. 選定方法

公益事業委員会にて助成内容・金額を決定し、遅くとも1月中旬までに通知。

9. 事業実施の留意点

成果品には「(一社)四国クリエイト協会」の助成を受けている旨を明記してください。

10. 事業実施報告

完了後、以下を提出してください：

- ・[完了届（様式-2）はこちらから](#)
- ・[事業実施報告書（様式-3）はこちらから](#)
- ・業者から当会あての請求書（品名・数量・単価・金額の内訳が明記）

11. 助成金の支払い

請求に基づき、月末締め翌月25日払い。最終締切は2月末必着。

※飲食費等は原則対象外。

12. その他

事業報告に基づき、内容を当会ホームページ等で公開する場合があります。

13. 事業担当窓口

一般社団法人 四国クリエイト協会 企画部（庵原・植松・谷本）

〒760-0066 香川県高松市福岡町3丁目11-22

TEL：087-822-1676 FAX：087-823-8569